

## 新型インフルエンザ対策のための地方公共団体関係者 との実務者検討協議会（第2回）議事概要

- 1 日時 平成24年2月13日（月）14：00～16：45
- 2 場所 中央合同庁舎4号館1214特別会議室
- 3 出席者  
内閣官房 田河新型インフルエンザ等対策室長（内閣審議官）  
杉本内閣参事官、一瀬企画官  
厚生労働省 神ノ田新型インフルエンザ推進室長  
都道府県 栃木県、東京都及び兵庫県の部課長級の職員  
市町村 福島県郡山市、静岡県裾野市、三重県鳥羽市、新潟県聖籠町、  
奈良県斑鳩町、山口県和木町の部課長級の職員

### 4 議事

- （1）内閣官房新型インフルエンザ等対策室からの資料説明
- （2）意見交換

### 5 意見交換等の概要

- （1）冒頭、田河室長から、先般の検討協議会は、地方公共団体関係者の生の声を広くお伺いすることができ、非常に有益であったと実感し、現在、内閣官房内部においては、第1回の検討協議会で頂いた御意見を踏まえ、必要な検討を進めているところであり、今後も、地方公共団体関係者の御意見も参考にして検討していく旨を挨拶。
- （2）内閣官房新型インフルエンザ等対策室から、配付資料についての説明を実施し、意見交換を行った。主な意見等は以下のとおり。

<対策の全体の枠組、国・地方公共団体の役割分担など>

- 政令指定都市、保健所設置市等との分担関係について、具体的に協議をしているのか。対応を要する事態となった場合には、都道府県知事の指示で動くようになっていると理解してよいか。

- 政令指定都市の関係者に対しては、論点整理やたたき台について情報提供しており、一つの市の区域におさまる事務ではなく、都道府県の単位で行うべきと考えていることは説明していること、都道府県対策本部長の総合調整・指示で齟齬の生じることのないようにしていきたいと考えていることについて、事務局から回答した。
- 都道府県に対策本部を設置して何かやるには緊急事態になっているとすることが分かりやすいのではないか。また、どこまでが感染症法の感染源対策で、どこからが新法の対応となるのかが明確であることが必要。
- 対策本部の設置は、新型インフルエンザが発生したときとし、海外で新型インフルエンザが発生した時点で、病原性の程度の如何を問わず、社会機能維持者への予防接種を速やかに開始できるようにすべきこと、他方、個々の強い措置については、病原性の程度がある程度判明した段階で講ずることを想定していること、感染源対策としての感染症法の枠組みで対応できている間は、それらの取組もあるが、感染が広がり、社会が混乱したときには十分でなく、総合対策として、新法が必要となる旨、事務局から回答した。
- 病原性の程度が高い場合など、きちんとした機関できちんとした結論が出されるまでは、緊急事態宣言をしないのか。
- 専門家がそろって病原性が非常に高いとする H5N1 の場合においては、早めに緊急事態宣言をしていくことを想定しているところであるが、いずれにせよ、WHO や研究所の知見から、「国民の生命に重大な被害を与えるおそれがある場合」に緊急事態を判断する旨、事務局から回答した。

#### < 予防接種関連 >

- 先行的な予防接種は社会機能維持のためということで、今までの予防接種にはなかった考え方のため、イメージが持ちにくい。国民の理解を得た上での実効性を確保していくことが重要。
- 例えば、電力が確保できなければ、病院等を含め社会そのものが動けないので、医療提供体制や人が生きるために必要な社会機能を維持することは重要である。先行接種の対象者や優先順位については国民的な議論を経て決定

していくものと考えていることについて、事務局から回答した。

- 先行的な予防接種については、国において一括で指示を出して、単価などは全国統一の形を採るようにしてほしい。
- 費用は国において全額負担していただいて、いち早く対応できるようなシステムを構築してほしい。
- 社会機能維持事業者が、その従業員に対して実施した予防接種に関する健康被害救済について、市町村が窓口となることや、市町村が費用負担することとした場合、イメージがわきにくい。
- 現在の予防接種法でも実施主体に関わらず、福祉的な観点から市町村に健康被害救済を担っていただいていることについて、事務局から回答した。
- 先行的な予防接種の位置付けや予防接種法との関係はどのようになるのか。
- 予防接種法の仕組みを活用することもあり得るが、保健衛生上の観点というより、社会の維持の観点から、政府対策本部長が指示するようなこともあり得るのではないかと考えていることについて、事務局から回答した。
- 先行接種は国の責務を象徴する取組の一つ。対象者も地域的に偏在し、東京都や大阪府に集中すると考えられ、国が主体となって実施すべき。国の責任をはっきり示した方が、後々の調整の上でも良いのではないか。

#### <臨時の医療施設関連>

- 臨時の医療施設を編成するためには、具体的に医師や医療従事者をいかに集めるか事前の準備を周到にしていかなければならないのではないか。
- 新型インフルエンザ等への対応の場合、既存の病院を限界ぎりぎりまで使うとの想定であることが一般的であるが、万が一、新たな施設を整備する場合に技術的な基準で作れないとなっはいけないので、特例を作っておくように考えていること、緊急事態において、医療提供を行うために病床数等を変更する場合には医療法の許可を不要とすることも検討していることについて事務局から回答した。
- 現存の医療施設の特例を認めることによってその機能強化を全面に出す

方が現実的だと考える。

<その他>

- 損失補償については、帰国者・接触者外来での被災については分かりやすいが、地域感染期になったら一般医療機関でも患者を診るとなれば、ここで補償は切れるのか。被災補償については医師会からも要望があり、当方からも要望している事項ではあるが、どこが境界となるべきか整理が難しい。
- 冬季の雪の問題については、どう考えるべきか。雪の災害と新型インフルエンザが同時に来たら大変。

(以 上)